

《鳴門市農業委員会 4月総会 議事録》

開催日時 令和8年4月28日(月) 午後2時

開催場所 鳴門市役所2階 大会議室

出席委員

1番	栗田	和美	2番	石園	順市	3番	稲木	伸顕
4番	井上	富夫	5番	大西	善郎	6番	小川	佳
7番	海山	貞佳	8番	川添	誠司	9番	小林	幸男
11番	杉本	英昭	12番	高田	吉敏	13番	竹村	昇
14番	中井	弘	15番	西川	公昭	16番	西川	美鈴
18番	林	博子	19番	藤江	厚子	20番	向	栄治

欠席委員 10番 里見 廣治 17番 濱堀 秀規

議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 5件

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の変更に関する意見照会について 3件

報 告

① 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 8件

② 農地法第18条第6項の規定による通知について(農業経営基盤強化促進法) 6件

③ 農地法第18条第6項の規定による通知について(農地中間管理事業) 1件

④ 農地法第18条第6項の規定による通知について(残存小作地の合意解約) 1件

⑤ 非農地証明願について 1件

⑥ 地目照会について 1件



許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西会長 無いようでございますので、申請番号1・2番については原案どおり許可といたします。

次に、申請番号3番について、この案件を担当していただいた委員さんからのご意見をお願いいたします。

石園委員 2番。譲渡人は、高齢となり、財産整理として農地を処分したいと考えていました。譲受人は天津町で水稲とキャベツを栽培している認定農業者で、経営規模を拡大したいと考え、農地を探していました。この度、譲渡人と譲受人の間で交渉し、話がまとまったため、本申請にいたしました。

申請地は、主に水稲と野菜が栽培されており、取得後も引き続き水稲とキャベツ、柑橘を栽培する計画です。また、一部の休耕地については、取得後は景観作物により、管理を行う予定です。

適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えております。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

大西会長 ただいま、委員さんからのご意見をいただきました。

申請番号3番について、採決いたします。

許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西会長 無いようでございますので、申請番号3番については原案どおり許可といたします。

次に、申請番号4番について、この案件を担当していただいた委員さんからのご意見をお願いいたします。

海山委員 7番から説明させていただきます。譲渡人の増金賢人さんは、甘藷と梨をひとりで栽培しております。農業従事は1町2、3反ぐらい耕作しております。65歳で体力的にも限界を感じているため、経営規模を縮小し、甘藷を手放したいということで、今後は梨の栽培に専念していきたいという認定農業者でございます。

譲受人の遠藤さんは天津町で甘藷と大根を栽培している認定農業者の世帯員でございます。

増金さんは甘藷の農地を耕作してくれる人を探しております。仲介者の知り合いである遠藤さんと交渉しまして、話がまとまったので本申請にいたしました。

申請地はこれまでも甘藷が栽培されておまして、取得後も引き続き甘藷を栽培する計画でございます。

適切に農地を利用するとの意思も確認できておまして、周辺の農地への影響もございませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えておりますので、よろしく申し上げます。

大西会長 ただいま、委員さんからのご意見をいただきました。

申請番号4番について、採決いたします。

許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西会長 無いようでございますので、申請番号4番については原案どおり許可といたします。  
次に、申請番号5番について、この案件を担当してくれた委員さんからのご意見をお願いいたします。

井上委員 4番。譲受人は現在藍住町に住んでいますが、大麻町に家を購入し、同じ所有者が持つ隣接する農地についても売買の話となり、本申請に至りました。  
新規就農にあたりますので、譲受人との面談を行い、今後の耕作について必要なことを確認しました。  
取得後は自家消費用に柑橘類とブルーベリーを栽培する予定です。  
適切に農地を利用するとの意思も確認できていますので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。  
ご審議の程、よろしく申し上げます。

大西会長 ただいま、委員さんからのご意見をいただきました。  
申請番号5番について、採決いたします。  
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西会長 無いようでございますので、申請番号5番については原案どおり許可といたします。  
以上で、『議案第1号』については全てご審議いただきました。

次に、『議案第2号』農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の変更に関する意見照会についての審議に入ります。  
この案件について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局係長 <2. 農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の変更に関する意見照会について 3件>

大西会長 ただいまの説明について、質問・ご意見等があればお願いいたします。  
ご質問・ご意見は無いようでございますので、採決いたします。  
『議案第2号』について、ただいまの説明のとおり意見なしと回答することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西会長 それでは、『議案第2号』については意見なしと回答することといたします。  
以上で『議案第2号』は全てご審議いただきました。

次に、『議案第3号』報告事項に入ります。  
報告事項については、事務局より一括しての説明を求めます。

事務局係長 <3. 報告事項 23件>

① 農地法第3条の3第1項の規定による届出について	8件
② 農地法第18条第6項の規定による通知について (農業経営基盤強化促進法)	6件
③ 農地法第18条第6項の規定による通知について (農地中間管理事業)	1件
④ 農地法第18条第6項の規定による通知について (残存小作地の合意解約)	1件

- ⑤ 非農地証明願について 1 件  
⑥ 地目照会について 1 件

大西会長 ただいま、事務局より説明のありました報告事項について、ご質問等ございませんか。

竹村委員 議案書 13 ページの非農地証明について、20 年も前に家を建てておいて、経営者が変わったことで申請が出てきているのですが、何の罰もなしに簡単に証明を出すのですか。

そうであれば、これからは何をすることもバレたときに申請すればいいという風になるのではないですか。

法人名は同じですが、経営者が変わっています。そんなことで簡単に、罰も何もなしに委員会の審議にまともに出てきて、通されるのであれば、もっとやり手が司法書士に聞けばいくらでもありますよ。悪用しているのですから、事務局ももう少し調べなければいけません。

早くから言っていた話です。前経営者が生きていたときから。

事務局次長 直接言っていたのですね。

竹村委員 直接言いました。大西会長も知っているはずですが、家を建てているのをどうにかしないといけないと言っていましたが、本人が対応せずに亡くなってしまいました。

大西会長 元は資材置場にしていましたね。

竹村委員 店もしていましたから。

それで簡単に証明をするのであれば、結局、転用申請しない方が得をしているのではないですか。

経営者が井原氏に変わって申請を出しているのでしょうか。まともにしなければいけないということで地目変更しようとしているのだと思います。大きな会社ですから。

事務局係長 会社として整理したいということです。

竹村委員 そうは言っても、今までできていないではないですか。田を埋めて、そこに家を建てて商売をしているのですから。

前経営者が言う話では、桜を植えている方は大きいように見えますがプレハブだそうです。

事務局係長 店がある方ですか。

竹村委員 逆の方です。右側は宅地で、法律上はブロックを敷いてあるので許可がいりませんが、店の方は完全にセメントをしています。

大西会長 もうあの店ができて何年になりますか。

竹村委員 20 年経っています。

事務局係長 先ほど言っていたセメントになっている元資材置場の方は、非農地証明できないという話はさせていただいて、今回の報告事項には入っていません。

竹村委員 今は売地の看板が出ています。井原氏が売りに出しているはずですが。

経営者が変われば簡単に許可を出してくれるのですね、委員会は。

大西会長

非農地証明ですよ。おっしゃることはわかりますが、20年、資材置場として無許可で使っていたところを、こういう風な状態ですから、非農地として証明するという事です。

竹村委員

罰も何もなしに簡単に許可を下ろすのですか。

向委員

許可を出したというより、始末書なのでしょう。

大西会長

その時の始末書ではなく、

向委員

問題のある期間は、税金にしても調査した上で鳴門市の税務署がしっかりすべきではないですか。

事務局次長

竹村さんがおっしゃった、建ててしまえば後ですべて農業委員会が追認してくれるのではないかという点についてですが、青地の土地に勝手に建てたり、1種農地に建てたりという場合、許可はできません。

竹村委員

20年も勝手にして、経営者が変わるに際して、直さなければいけないということで申請してきているわけですから、経営者は真面目なのだろうと思いますが、しかしこんなに簡単に、始末書だけ出せばいいのですか。

事務局次長

場所自体は転用が可能などころではあります。調整区域ですから、もちろん許可は事前に出して頂かないといけないという話ではあるのですけれども。転用が可能とはいえ。おっしゃることはわかるのですが、

竹村委員

そんな簡単に、書類が出てきたからと言って、何もせずに委員会にかけて、すっと通してよいのですか。

大西会長

今までに市の方が、ちゃんと元に戻してくださいということはずっと言っていたのであればわかりますが、そのままずっと来ているのだと思います。非農地証明ですから。20年経って非農地として認めてくださいという申請ですから、仕方ありません。

竹村委員

意味はわかりますよ。しかし、20年も放っておいて、急に申請を出してきて、それで良いのであればどこでも家が建ってしまいますよ。市役所が言ってきたら直したらいい。そういう話になってしまうではありませんか。

20年も放っておいて、変えなければいけないのではないかと何度も忠告していて、それを放っておいたではないですか。それを、経営者が変わって、そのままではいけないということで出しているのだと思いますよ。

そんなものに罰則はないのですかと聞いているのです。委員会で良いと言ったらそれで許可が下りるのですか。

事務局次長

20年以上このような状態であって、農地として復元するのも難しい部分もあるので、非農地証明という現況の証明が制度としてあります。

竹村委員

20年もその状態で、書類が出てきたらそれを許可するのですね。

事務局次長

許可と言いますか、現況の証明ですね。

竹村委員

ええ、現況の証明が出るのですね。

大西会長 昔に地目変更が出ていないのに、今回非農地証明願を出したという点についてですよね。

竹村委員 非農地を認めるのか認めないのかの協議をここでしているのではないですか。それで農業委員会が認めるのであれば、それはそれで良いのですけれど。本当に委員会がそれでいいのであれば、それでいいです。

事務局次長 罰則を適用するのであれば、委員会として正式に文書として勧告している等、諸手続きが進んでいった上での規定であるので。所有者さんに忠告していただいていたという現実はあるとは思いますが、

竹村委員 それで委員会が認めるのであれば別に構いませんよ。しかしこれから他に同じような案件が出てきたときに、もっと悪質なものが出てきますよ。それが全て認められるのであれば、

事務局次長 全てではありません。土地の場所を確認しなければいけません。ケースによって、建てられないところであれば、

竹村委員 今回の件は口頭では何か言っているのですか。引き継いだから仕方ないで、

事務局次長 現社長さんが、ということですか。現社長さんは現況がこのような状態であるから、農地から変えたいという話だったとは思いますが。

竹村委員 事務局は何か言っているのですか。

事務局次長 今の社長さんにですか。

竹村委員 社長か事務員が書類を持ってきているはずですよ。

事務局次長 委任を受けている行政書士ですね。

竹村委員 私が言っているのは、どっちでも構わないですが、これからそのような方針にするのであれば、時と場合によっては悪質なものも出てくるということです。

大西会長 よく目を光らせていないといけないということですね。

竹村委員 出してきても、口頭で注意するとか、そういうことを言っているのです。書類が出てきて、はいはいと言っていたらとんでもないことになるのではないですか。ちょっと頭のいい司法書士が入ったら軽くまわされますよ。

事務局次長 竹村さんのおっしゃることはわかりますが、それを利用するというか、そういう申請者が出てくるのではないかというのは状況としてはわかるのですけれども、そこはケースバイケースになってきますよね。

竹村委員 委員会がそうやってするのであれば構いませんよ。決めたらいいではないですか。

事務局次長 ですから、ケースバイケースで対応していくしかないと思います。転用ができない場所であれば絶対に非農地証明もできないので、農業に影響が出る所であるなどの場合もきちんと対応していきます、申請が出てきてそのまま受けるという事にはなりません。

竹村委員 もう転売にかけていますよ。

事務局次長 転売ではなく、会社がもともと保有していて、社長が引き継いだものですよ  
ね。

竹村委員 違います。もう売ると言っていました。駐車場に看板も設置しているのでは  
ないですか。

事務局次長 売地の看板ですね。

竹村委員 次に買った人は絶対にそこを宅地にするとか、話は進んでいきますよ。

大西会長 だから書き換えたのでしょうか。

事務局次長 もう現状が宅地になっていますから、今回の申請で地目も宅地に変えたわけ  
です。

竹村委員 この20年間で簡単なものになっている気がするのですが。  
悪質にしているのかもわかりません。井原氏自体は真面目なのだろうと思  
います、会社自体は。このようなことがあってはいけないということで申請し  
ているのだとは思いますが。簡単にできると思われたら、悪質なものでできま  
すよということです。

大西会長 以後、目を光らせます。それしかないですよ。

竹村委員 悪質な申請を事務局が認めるようであれば、簡単にできると思われるよう  
になりますよ。

事務局次長 はい。

向委員 これはやはり法律の整備であるとか、こういう場合にどういう風に対処すべ  
きかを理解して、農水課が罰則を与えるというか、法の整備をしっかりと上  
で罰則を立てると。  
ですから、農水課ができることではないというか。農水から罰則を与える  
ということは。

大西会長 罰則というものはないのでしょう。

事務局次長 元に戻してください、ということになるでしょうね。

竹村委員 普通の家で、屋敷があって、自身の畑があって、昔の20年、30年前の人  
であればみんな無許可で家を建てていますよ。いけないことですが。登記簿を  
見てください。相続をするときにやっと畑に家を建てていたことがわかる  
ということが出ています。  
そういったものは知らずにしているわけですから、悪質ではありません。  
そんな家はたくさんありますよ。そういったものは認めてあげるといいと思  
います。知らず、代が変わってしまっていますから。

大西会長 知らずに家を建てている人ですよ。  
ただ、今回の件は前々から言っていたものを社長が亡くなって代が変わった  
もので。何度かは言っているはずですが。私も口頭で二回くらい直接話をして説  
明しています。問題になってしまうから、とは伝えていました。それからどう  
したかというのはわかっていませんでしたが。  
竹村さん、目を光らせておくしかありません。

竹村委員            はい。

大西会長            他にございませんか。

無いうでございますので、ただいま事務局の説明がありました『議案第3号』報告事項については、原案どおり承認することといたします。  
以上で、本日の議案は全てご審議いただきました。

その他、何か、ご質問・ご意見等ございませんか。  
事務局、何かございませんか。

事務局              ありません。

大西会長            無いうでございますので、これをもちまして令和8年4月の総会を終了いたします。ありがとうございました。

閉会 午後2時46分  
令和8年4月28日

会 長              大西 義郎

議事録署名者      藤江 厚子

議事録署名者      向   栄治